

産業建設常任委員会委員長報告 (25 . 3 . 28)

産業建設常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要とその結果を報告します。

まず、第3号議案 平成25年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算は、施設維持管理経費及び配水管布設替工事費等が主なものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第5号議案 平成25年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算は、施設維持管理経費及び蕨田野町天川地区における管路改築工事等が主なものであります。

採決に先立ち、第2段階目の使用料改定に係る反対討論、賛成討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第9号議案 平成25年度亀岡市上水道事業会計予算は、平成25年度の事業完了をめざし引き続き実施する畑野町の水道未普及地域解消事業に係る配水管布設工事や上水道安定供給に向け実施する平和台配水池系送配水管整備工事等が主なものであります。

採決に先立ち、第２段階目の料金改定に係る反対討論、賛成討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第１０号議案 平成２５年度亀岡市下水道事業会計予算は、穂田野町等における污水管渠整備、年谷浄化センターの増改築工事等を計画的に実施しようとするものであります。

採決に先立ち、第２段階目の使用料改定に係る反対討論、賛成討論がありましたが、採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、上下水道事業における料金及び使用料の収納については、公平性や財源確保の上からも、収納率の向上に一層努められるよう望むものです。

次に、第４９号議案から第５６号議案までの８議案は「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」、いわゆる地域主権改革一括法の施行に伴い、条例委任及び権限移譲された事項について、関係する条例を制定又は一部改正するものです。

第 4 9 号議案 亀岡市都市公園条例の一部改正は、住民 1 人当たりの都市公園の敷地面積の標準、都市公園の配置及び規模の基準並びに公園施設の設置基準を定めようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 5 0 号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定は、市が管理する都市公園について、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 5 1 号議案 亀岡市道路の構造の基準に関する条例の制定は、市が管理する市道を新設又は改築する場合における道路の構造の一般的技術的基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第 5 2 号議案 亀岡市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定は、市が管理する市道について、移動等円滑化のために必要な道路の

構造に関する基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第 5 3 号議案 亀岡市道路標識の寸法に関する条例の制定は、市が管理する市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第 5 4 号議案 亀岡市準用河川に係る河川管理施設等の構造の基準に関する条例の制定は、市が管理する準用河川に係る河川管理施設又は工作物の構造について、一般的技術的基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第 5 5 号議案 亀岡市市営住宅等の整備基準に関する条例の制定は、市営住宅及び共同施設の整備基準を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第 5 6 号議案 亀岡市市営住宅管理条例の一部改正は、市

営住宅への入居者資格及び同居を承認する要件を定めるものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、これら地域主権改革一括法の施行による権限移譲に伴い、必要とする財源の確保に努め、適切に事務を執行するよう望むものです。

次に第５８号議案 町の区域の設定並びに町の区域及び名称の変更については、土地区画整理事業の施行に伴い、篠町夕日ヶ丘三丁目を設定し、並びに篠町の一部の区域及び名称を変更するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に第５９号議案 市道路線の認定及び廃止については、開発に伴うものなど１８路線を認定し、７路線を廃止しようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

平成24年度 3月補正予算

国の緊急経済対策による大型補正を受け

通学路の交通安全対策など

5億4千万円の追加計上

道路の安全確保の
推進と工事発注に
よる民間活力の誘
発を狙い！

国の補正による事業実施内容

(市道整備関連)

・通学路の安全対策 8路線

・道路の舗装修繕 9路線

・道路改良事業 4路線

など

審査の質疑より

問 議員
答 担当部課長

問 今回の国の大型補正予算による補助はどのような事業に配分されるのか。

問 市内には危険箇所が多数ある。より多くの要望を行うべきでは。

答 政府の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」により、国交省関連では、道路ストックの総点検を重視し、通学路対策など、生活空間の安全確保を推進するもの。また、景気対策としての経済効果を図る趣旨から、用地買収を伴わず速やかに工事を行える箇所に配分される。

答 今回の補正予算は、平成25年度にかけての13カ月予算として、計画的に確実に実施しなければならぬ。長期的な事業については、今後継続して要望していく。

委員会からの指摘要望

・国の緊急経済対策の趣旨を踏まえ、早期発注に向けた案件整備に努めること。

本市にとっても、通学路の交通安全対策を大きな柱として、国に対してできる限りの要望を行い、事業採択の内示を得た。

・事業箇所の増加に対応して、適切に工事が施工されるよう、施工管理に留意した事業執行を望む。

No.	都道府県	市町村	人口	面積(km ²)	ジャンル	取組事例	備考
1	広島県	三原市	100110	471.19	観光	観光戦略プラン	公募型プロポーザルにより戦略プランを外部発注 三原城跡の城下町を中心とした観光振興
2	広島県	竹原市	29148	118.3	観光 まちづくり	町並み保存の取り組み	まちなか交流拠点「道の駅たけはら」整備による地域活性化。重要伝統的建造物群保存地区
3	広島県	東広島市	178653	635.32	農業 産業	農林水産物販路拡大推進事業	東広島ブランド推奨マーク「愛称:ゆめまる」による地産地消の推進、東広島ブランドバスツアー(観光振興)
4	山口県	周南市	151090	656.32	産業	周南ものづくりブランド事業	周南地域地場産業振興センターを拠点とするものづくり活動支援
5	山口県	宇部市	172078	287.71	まちづくり 産業	道路整備事業 中小企業振興施策について	・市民要望の適正管理、市道の里親制度(美化活動) ・うべ中小企業元気プラン
6	山口県	光市	53960	91.94	農業	光市農業振興拠点施設整備事業	地産地消、観光振興を推進し市の地域農業を振興していくための拠点施設(H23.7オープン)

産業建設常任委員会 提出資料

〔 平成25年3月28日 〕
〔 上 下 水 道 部 〕

1 提出資料

亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関する
協定書（写）

2 貸付金額 300,000,000円
 （当初貸付予定金額 540,000,000円）

3 貸付金利率 年率0.6%
 （当初予定利率 年率0.9%）

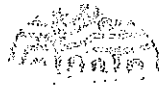
※ 貸付金利率については、上水道事業会計が資金運用する場合
の利率が年率0.3%、一般会計が金融機関から借り入れる場
合の利率が年率0.9%となっております。

このような状況の中で、上水道事業会計及び一般会計双方が
有利となる率として、年率0.6%を採用いたしました。

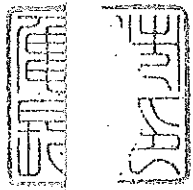
4 利 子 9,974,035円
 ※10年償還での利子合計額

5 協定書締結日 平成25年3月22日

6 貸付年月日 平成25年3月28日



亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における
長期資金の貸借に関する協定書



亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における
長期資金の貸借に関する協定

亀岡市上下水道事業管理者 亀岡市長 栗山正隆（以下「甲」という。）と亀岡市長 栗山正隆（以下「乙」という。）とは、亀岡市上水道事業会計と亀岡市一般会計間における長期資金の貸借に関して、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、上水道事業会計の資金を一般会計が国営農地再編整備事業亀岡地区負担金の支払資金に充てるため、長期貸付金（以下「貸付金」という。）として一般会計に貸し付け、これを一般会計が長期借入金として借り入れることについて必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（資金の使途）

第2条 乙は、甲の貸付金を前条に規定する支払資金として使用し、その他の用途に使用してはならない。

2 甲は、乙が甲の貸付金を目的外の用途に使用したときは、乙に対し、貸付金の全部又は一部を返還させることができる。

（貸付金額）

第3条 甲が乙に貸し付ける金額は、300,000,000円とする。

（貸付の条件）

第4条 貸付金の貸付期間は、貸付の日から10年以内とする。

2 貸付金の利率は、年率0.6%とする。ただし、特に必要と認められる場合においては、見直すことができるものとする。

3 貸付金の償還は、元利均等年賦償還とする。ただし、特に必要があると認められる場合においては、元利均等半年賦償還によることができるものとする。

（貸付金の償還）

第5条 乙は、前条第3項による元利均等年賦の貸付金を毎年3月25日に甲に償還しなければならない。

（緊急時等の措置）

第6条 甲が不測の事態等で緊急に資金を必要とする場合は、前条の規定にかかわらず、乙に全部または一部の返済を求め、乙は、その求めに応じなければならない。また、一般会計の財政調整基金の残額が、貸付残額を下回るおそれのある状態になった場合は、乙は、甲に速やかに報告し、甲と協議することとする。

(繰上償還)

第7条 乙は、甲の承認を得て貸付金の全部又は一部を繰上償還することができる。

2 乙は、前項の規定により繰上償還をしようとするときは、当該繰上償還をしようとする日の10日前までに、その旨を書面により甲に通知しなければならない。

(利息の計算)

第8条 乙が甲に対して支払う貸付金の利息は、借入日の翌日から支払期日までの日数により計算するものとする。

(利息の支払)

第9条 乙は、貸付金の利息を支払期日に甲に支払わなければならない。ただし、第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合の当該繰上償還に係る利息は、当該繰上償還をする日に支払わなければならない。

(貸付金の償還等の方法)

第10条 乙は、貸付金及び利息を甲の発行する納入通知書により、甲に償還しなければならない。

(延滞利息)

第11条 乙は、貸付金を支払期日（第7条第1項の定めにより繰上償還をする場合にあっては、当該繰上償還をする日。以下同じ。）までに償還をしなかったときは、当該支払期日の翌日から償還をする日までの日数に応じ、その未償還元金について、年14.75%の割合を乗じて計算した金額を延滞利息として甲に支払わなければならない。

2 前項の定めは、乙が利息を当該利息の支払期日までに支払わなかった場合に準用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年3月22日

甲

亀岡市上下水道事業管理者
亀岡市水道事業会計

亀岡市長 栗山正隆



乙

亀岡市一般会計

亀岡市長 栗山正隆

